

経営向上資金融資(ウイルス緊急対策)

区向上

令和3年3月版
(郵送申込用)

資金使途	融資限度額	融資期間	据置期間	年利率	利子補給	信用保証料
運転資金	1,000万円	6年以内	6か月以内	2.0%以内	1.5%以内 〔本人負担 0.5%〕	全額 補助

経営向上資金融資(~、)と併用の場合、融資限度額は8,000万円です。

申込受付期間

令和3年9月30日(木)受理分まで

融資対象者

融資対象者は、次の各号に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令〔令和2年政令第11号〕に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の流行に伴い、事業経営に影響を受け、又はそのおそれがあると認められる中小企業者

【事業経営への影響が認められる中小企業者の要件(以下のイ、イ-又はロに該当すること)】

- イ) 令和2年1月29日以降に中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に基づく特定中小企業者の認定〔4号・5号認定〕を受けた事業者、若しくは同法第2条第6項に基づく特例中小企業者の認定〔危機関連認定〕を受けた事業者

令和2年1月以降の任意の1か月間、2か月間又は3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少した事業者(店舗の増設や業容拡大により単純な前年同期比較が困難な場合は、令和元年12月の売上高又は令和元年10月~12月の平均売上高と比較)

- ロ) 最近1か月間とその後の2か月間を含む3か月間の売上高の見込みが前年同期比で5%以上減少することが見込まれる事業者

- (2) 江戸川区内に住所(法人にあっては本店)を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (3) 江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、1年以上経営実績があり、かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。
- (4) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人住民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第15条若しくは同法第15条の4の規定による徴収猶予又は同法第20条の5の2の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。
- (5) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること(当該資格を取得又は当該許認可等を受けることが確実と見込まれる場合を含む。)
- (6) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

資金使途

運転資金を対象とします。

保 証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。
 ただし、取扱金融機関が債権保全に必要かつ十分と認める連帯保証人又は担保提供の能力のあるものは、この限りではありません。
- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。(法人：原則として代表者、個人：原則として不要)

申 込 み に 必 要 な 書 類

下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

1	江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書(黄色2枚組)	} 【区指定様式】 中小企業相談室、取扱金融機関 本支店で配布しています。
2	利子補給金申請等委任状(白色2枚組)	
3	信用保証料補助金交付申請書(青色2枚組)	
4	経営状況説明書・売上高計算書	【区指定様式】中小企業相談室で配布、ホームページ掲載
5	令和2年1月以降の売上高が減少した実績と前年同期の売上高を確認する資料(注) 注1)「4号認定」「5号認定」「危機関連」の認定を受けている場合は添付不要 注2)様式は任意：各月の売上金額と、消費税の扱いを明示すること (例) ・税申告を担当している税理士が作成した試算表 ・税申告の資料作成用に使用している会計ソフトで作成した試算表 ・売上台帳や総勘定元帳、請求書(控)などの原資料の写し (前年同期の売上高は以下の資料記載の売上高で確認することも可とします。) ・前期の確定申告書(青色申告決算書、法人事業概況説明書)記載の月別売上金額 売上高の期間に関する定義 最近1か月 申請月の前月又は2か月前の実績(7月申請の場合=5月又は6月の実績)	
	《法人》	《個人》
6	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) インターネットの登記情報提供サービスのハードコピーは使用できません。	
7	印鑑証明書(申込人及び連帯保証人)各2通	印鑑証明書(申込人のもの) 2通
8	法人税納税証明書 その1 又は法人事業税納税証明書	所得税納税証明書 その1 又は個人事業税納税証明書
9	法人都民税納税証明書 (又は法人市町村民税納税証明書)	特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 江戸川区民は省略可
10	返信用封筒(レターパック、又はサイズ角2以上の封筒に送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付)	

申込み(郵送)から融資実行まで

- (1) 申込書類(所定の申込書、経営状況説明書)と、上表の資料を区に郵送します。(金融機関代行可)
【送付先】江戸川区中小企業相談室 (〒132-8501 江戸川区中央1-4-1)
- (2) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あての紹介書を発行し、申込書(控)や添付資料と合わせ申込者へ返送します。(金融機関代行の場合、金融機関へ交付)
- (3) 申込者は、希望金融機関へ紹介書一式を提出します。
- (4) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (5) 融資実行後、金融機関から融資内容に関する報告書(融資結果報告書)等を区に提出します。